

# 人間文化研究機構研究者の 行動規範

—公正で責任ある研究活動を推進していくために—



大学共同利用機関法人

人間文化研究機構



2022.4月版

# 人間文化研究機構の目標

## 【第4期中期目標 抜粋】

### (前文)法人の基本的な目標

各機関はそれぞれの研究分野における国際的な中核研究拠点として国内外の大学等研究機関と連携して基盤的研究を深めるとともに、学問的伝統の枠を超えて相互に連携を強化し、学際的研究を実施する。これにより、機構は人間文化研究に関する唯一の大学共同利用機関法人として、人類の存続と共生のために、人間とその文化を総合的に探究し、真の豊かさを問い、自然と人間の調和を図り、平和を創出することに貢献することを使命としている。

これらの目標を達成するため、機構の研究者全員が**誠実な研究活動**を進めていく必要があり、そのために研究者が遵守すべき『**行動規範**』を定めています。

## 大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験、調査等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、その成果は広く社会に還元され、人類全体が共有していくことが求められている。

しかしながら、研究活動における不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的信用を失墜させ、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下「本機構」という。)は、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるとともに、本機構構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 **研究者**は、研究活動において、**捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない**。また、**研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない**。
- 2 **研究者**は、研究活動に伴う**守秘義務を遵守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない**。
- 3 **研究者**は、研究活動にあたり、産学連携活動に伴う**利益相反の発生に十分留意しなければならない**。
- 4 **研究者**は、研究活動において、**個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない**。また、研究上の立場を利用した**ハラスメントを行ってはならない**。
- 5 **本機構構成員**は、**不正行為があった場合はその是正に努めなければならない**。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知ったときは、**それを放置してはならない**。



行動規範を遵守し、研究者倫理に背くことなく、責任ある研究活動を心がけましょう！

## 学術研究活動における不正行為とは？

文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)では、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を特定不正行為と定義しています。本機構においても、これらを「研究活動上の不正行為」と定義しています。

<b>捏造 (Fabrication)</b>	存在しないデータ、不正な研究結果等を作成すること。
<b>改ざん (Falsification)</b>	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
<b>盗用 (Plagiarism)</b>	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

なお、**二重投稿**や**不適切なオーサiership**等についても、研究者倫理に反する行為として学術誌の投稿規程等で禁止されています。



上記にあたる行為は、科学や機構の信頼失墜を招きます。絶対に行ってはいけません。

## 機構の研究者の責務とは？

先述の「行動規範」において、機構の研究者が遵守すべき事項が定められておりますが、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」第3条においても、以下のことが「**機構の研究者等※の責務**」として、改めて定義されています。

※「研究者等」とは、機構に雇用されて研究活動に従事している者及び機構又は機構が設置する大学共同利用機関が実施する研究活動に参画する者をいう。

<b>不正行為の防止</b>	研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
<b>研究倫理意識の向上</b>	研究者等は、自ら研究倫理の意識向上及び日常の研究活動における不断の自己研鑽に努めるとともに、 <b>研究者倫理に関する研修等を受講</b> しなければならない。
<b>実験データ・研究資料等の一定期間の保存</b>	研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、 <b>実験・観察記録ノート、データその他の研究資料等を一定期間※適切に保存・管理</b> し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

※研究者等は、論文や報告等、研究成果の発表のもととなった研究データの内、資料(文書、数値データ、画像など)については**研究成果の発表後10年間**、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については**5年間**原則保存する義務があります。

転出・退職された後も、研究者自身が適切に研究データを管理してください。なお、試料など保存、保管が困難なものについては、まずは担当部署にご相談いただき、退職後の保管方法等について決定してください。



上記の責務を1人が1人が果たすことで、機構・機関、さらには日本の学術研究の発展につなげていきましょう！

## 機構における研究不正防止体制

### 研究倫理教育等推進室

(構成員)

総括研究倫理責任者

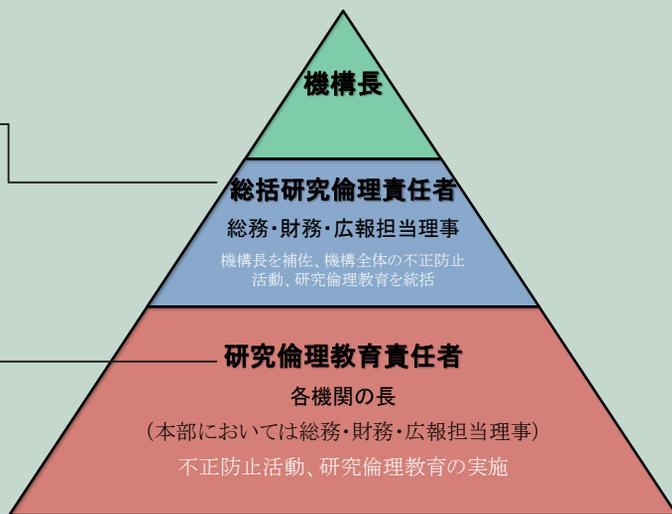
研究倫理教育責任者

#### 【業務】

①研究倫理教育及び不正行為の防止に関する取り組みの企画及び実施に関する事項

②研究倫理教育及び不正行為の防止についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

③その他、研究倫理教育等の推進に関する事項



不正行為を告発したい、不正行為なのか相談したい場合は・・・

告発窓口・相談窓口 [https://www.nihu.jp/ja/opendoor/f\\_tshou](https://www.nihu.jp/ja/opendoor/f_tshou)

研究不正を見つけた場合(恐れがある場合)、下記の窓口までご連絡ください。

### 【人間文化研究機構 本部事務局研究企画課長(内部窓口)】

電話番号: 03-6402-9210 FAX: 03-6402-9240

受付時間: 9:00~17:30 E-mail: kikakukacho@nihu.jp

住所: 〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2階

人間文化研究機構 本部事務局研究企画課長 宛

### 【清水法律事務所(外部窓口)】

FAX: 03-3359-3303

E-mail: shimizu-lawoffice@space.ocn.jp

住所: 〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目3番地カコビル 清水法律事務所

清水 幹裕(つねひろ)弁護士 宛



本パンフレットに関する問い合わせ

人間文化研究機構 本部事務局研究企画課研究支援係

TEL: 03-6402-9236 E-mail: shien@nihu.jp